

議案第35号

木津川市手数料条例の一部改正について

木津川市手数料条例（平成19年木津川市条例第61号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月5日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」の公布により「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部が改正され、通知カードの規定を削る改正規定が令和2年5月25日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市手数料条例の一部を改正する条例（案）

木津川市手数料条例（平成19年木津川市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中（41）の項を削り、（42）の項を（41）の項とし、（43）の項から（49）の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第35号）

木津川市手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)			(旧)		
手数料の名称	単位	額	手数料の名称	単位	額
(1)～(40) (略)	(略)	(略)	(1)～(40) (略)	(略)	(略)
			<u>(41) 通知カードの再交付手数料</u>	<u>1件につき</u>	<u>500円</u>
<u>(41)～(48)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(42)～(49)</u> (略)	(略)	(略)

